

平成 30 年度 第 1 回四條畷市 いじめ問題対策連絡協議会 議事 要録

日 時	平成 30 年 7 月 24 (木) 午前 10 時～
場 所	四條畷市役所東別館 2 階 203 会議室

(出席者) 小寺会長・芝田副会長・細谷委員 (代理で船木委員)・福田委員・中村委員・中西委員・喜多委員 (代理で福井委員)・吉田委員 (代理で西村委員)・溝口委員・辰巳委員 (代理で北井委員)・上井委員 (代理で金子委員)・杉本委員 (代理で長江委員) (順不同)

(欠席者) なし

1. 開会

事務局：(傍聴者の報告)

(会議成立要件の報告)

事務局自己紹介

資料の確認

案件 1. 「副会長選出について」

副会長—芝田副会長

会長：挨拶

委員自己紹介

2. 議事

会長：案件 2 「四條畷市いじめの認知件数について」

事務局：説明

・いじめの認知件数比較

成果 国の定義に基づいた「積極的な認知」の推進

今後 四條畷市いじめ防止基本方針の見直し

小学校の管理職以外の生徒指導・生活指導教員の育成

会長：只今、教育委員会からの説明がありましたが、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

溝口委員：この認知件数の中に重篤な事案はあるのでしょうか。

事務局：いじめの重大事態は 2 点あります。

① 心身又は財産に大きな被害が生じた場合

② いじめをきっかけとする長期不登校

昨年度、本市においては 2 つめの事案において、いじめ不登校の重大事態の疑いということで 1 件調査・報告をしております。

会長：それはもう解決したのでしょうか。

事務局：学校とともに見守りをしながら、4 月以降出席ができています。本市としましては

積極的に重大事態ととらえ、調査をしたうえで保護者と連携して対応し、スクールカウンセラーを活用したことが効果的だったと思っています。

会長：他にご意見はございませんか。

それでは、続きまして、案件3の「四條畷市いじめ防止基本方針の改定について」協議したいと思います。まずは、事務局から説明をお願いします。

事務局：説明

四條畷市いじめ防止基本方針見直し案について

会長：只今の件に関しまして、ご意見、ご質問はございますか。

溝口委員：P3の地域住民の方々の通報について教育相談室の番号が書かれています。今日来られていらっしゃる青少年指導員さんや民生委員さんを初め、地域住民の方がいじめを発見した時に各学校やこの番号に連絡をすると、適切に対処をしていただけるということでしょうか。

事務局：町中でからかい合いを見られた市民の方から、「どこの児童かわからないけれどもいじめられているのではないかと連絡をいただくことがあります。学校名がわからなくても見かけられた方が教育相談室へ連絡をしていただくことにより、子どもの助けにつながると思っていますので、広く周知していきたいと思っています。

会長：他に何かございませんか。

私から質問させていただきます。P4体制の中で、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割分担について教えていただけますか。

事務局：スクールカウンセラーは主にいじめ被害に合った児童・生徒への心的支援、心のサポートに関わっています。また、その保護者への面談を行っています。心理の専門家なので、家でのストレス等が見受けられた場合には、時間をかけて関わることもあります。一方、スクールソーシャルワーカーはいじめ事案がなぜ起こったのかを考え、社会資源の活用につなげます。家内に生活困窮等の問題がある場合は、関係機関とつながって適切な福祉の資源を提供します。また、関係機関を非行傾向に走りそうな可能性がある児童・生徒については、四條畷警察や子ども家庭センター等と接続する人材となっています。

会長：他にご意見はございますか。

中西委員：いじめの認知件数については、学校は把握しているのでしょうか。

不登校で理由がわからない場合もあるということですが、それもいじめが理由かもしれないと思います。その辺りはどの程度把握されておられますか。

教育相談室等へ電話をしてくださいと書いてありますが、電話をするということは難しいことです。警察でも困ったことがあればすぐに110番とっていただきますが、なかなか敷居が高い状況です。

P5において、いじめ防止基本方針については、児童・生徒、保護者に説明をしますが、児童に聞いてみると学校始まってすぐに先生から話があり、アンケートがあったと聞きました。ホームページを見てみましたが、掲載はされていますか。

P6のいじめの組織的な対処について、一人で抱え込まずに組織的に対応するとあります。教育委員会や管理職の方々が先生方へきちんと指導していただき、全校で子どもの命

を守るという意識をもっていただきたいと思います。

事務局：貴重なご意見をありがとうございます。

認知件数につきましては、学校から上がってきた件数です。学校独自のシートや記録簿を用いて、学校が全件を把握して対処しています。しかしながら、これが全件とは教育委員会も学校も考えてはおりません。隠れたものや見逃しているものがあるのではないかという意識をもっております。

不登校の件数につきましては、いじめが原因となる不登校の児童・生徒は昨年度1名でございます。先ほどお話ししました4月から登校できている児童・生徒です。現在、不登校者数(年間30日以上欠席者数)は83名おります。人間関係の不安、学力不振等様々な理由がありますが、人間関係の不安についてはどこからきたものか注意深く見守っていく必要があると考えています。

ホームページの掲載につきましては、まだできておりませんが、今後掲載予定です。現在、事務局におきましては、各学校がホームページに掲載しやすい共通の様式や要点をまとめたものを作成しているところですので、来年の4月には必ず掲載できるようにします。

P6の一人で抱え込まずという内容につきましては、各学校において、繰り返し研修を行いながら進めていきます。

中村委員：地域の諸団体と小中学校との連携というところで、田原ではPTA、子ども会、小中学校、青少年指導員等が一丸となって連携を取っていますが、それでも学校であった問題を吸い上げられるかといえばそうではありません。青少年指導員は地区協議会の事務局と連絡を取り合っていますので、何かを見つければ地区協議会からメールで一斉送信されることになっています。けれども、メールは役員さんまでしか届かないため、各保護者や子どもまで周知することは難しい状況です。いじめを見つけたり対応をしたりするにはみんなが共有できるような仕組み作りが必要かなと思います。

今日も合同パトロールを8時から行い、子どもも一緒に回ります。一部の保護者の方からは、何人来るのか、名簿はあるかと聞かれることがあります。当日にならないとわからない現状があるのですが、決め過ぎることが多くなってきて、行事を運営することが難しくなっています。理解を得られるような方法があれば良いなと思います。ホームページも一つですが、スマートフォンやアプリで対応できれば良いなと感じています。ホームページは自分から見に行かなければならないので、アプリ等で連絡が飛んでくるとベストだと思います。

中西委員：私も先ほどホームページを見たと言いましたが、ホームページは孫に開いてもらいました。なかなか難しいです。

中村委員：学校や市のホームページはスマートフォンでは見にくい状況です。PC用とスマートフォン用に切り替えられると良いと思います。市も検討していただけたらなと思います。

中西委員：先生方は、一人で抱え込まずということと毅然とした態度を取るということは難しいと思います。子どもが納得しても保護者が納得しない場合もあるかもしれません。中学生になってくると体も大きくなるし、四條畷警察との連携も大切かなと思います。

副会長：先ほどから学校の話が出ておりますので、学校の現状をお伝えさせていただきます。小学

校1年生の保護者には、入学式後の説明会等で生活指導の担当教員等から学校の取組みについて説明させていただいております。毎学期アンケートを取って子どもたちの思いを吸い上げていることを説明し、気づかれたことがあれば担任に相談していただくように話しています。新学期に担任からもいじめのない学校づくりということで児童への呼びかけを行っています。一人で抱え込まないということにつきましては、毎月、担任に件数報告を管理職へしてもらっています。管理職が担当や担任へ確認をし、教育委員会へ報告をしています。いじめかどうかという判断が難しいところがありましたが、定義が整理されてきて、これはいじめであるという線が明確になってきていますので、学校で研修を積んで共有していきたいと取組んでいます。教育委員会からも指導があり、研修もありますので、子どもたちが学校で安全に学習ができるような状況を作っていきたいと考えています。ご意見を参考に、校長会等でも共有させていただきます。

会長：警察の方へは、いじめの通報や相談はありますか。

船木委員：いじめかどうかは難しいのですが、実際にいじめを起因として事件にしたものはありません。生徒が直接言うてくることがあれば、保護者が言うてくるものもあります。事件になるものであれば、警察が動くのですが、いじめかどうかわからない内容であれば、学校に連絡をして学校で対処していただくようにしています。学校を飛ばして、警察が直接加害者を呼ぶことにより色々な弊害が生じることがあるかもしれません。被害者の話だけで加害者を呼ぶと、加害者が心に傷を受けることがあるかもしれません。内容によっては警察が動くことはありますが、そこまでの話はありません。

他市の事例ですが、いじめを受けているという相談はあります。また、いじめになるかどうか難しいところですが、女の子同士でトイレの個室にスマートフォンを入れて盗撮をして、SNSで拡散するということがありました。いじめなのか、いたずらなのかは取り方もありますが、犯罪行為として事件になりました。

警察の少年係で各小中学校を回って、非行防止教室を行っていますが、内容の半分はSNS、インターネットの話をしてします。最近のいじめの大半は、SNSやインターネットがほとんどです。悪口の書き込みやメールを送ることにより、学校に行けなくなったという事例があります。悪口を書かれたということで被害届を出した生徒がいました。調べると、1人の子が色々な子に悪口を書いたということでした。これをいじめと捉えるかどうかは難しいところです。

会長：P19の相談窓口で子ども家庭センターが載っていますが、これについて教えていただけますか。

福田委員：子どもの悩み相談フリーダイヤルというのは365日24時間子どもからの相談を受けています。これとは別に全国児童相談所共通ダイヤル189というのがあります。虐待通告も含め、保護者からの相談はこちらで受け付けています。教育センターの相談ダイヤルが平日9時半から16時半までということで、土日や深夜にかけたい場合に使いやすい。具体的な解決を求めるというよりは、話を聞いてもらいたい、嫌なことがあった等という相談があります。いじめと言えるのかわからない、本人からの話だけなので事実関係がわからない、非通知でかけてきて、名前も言いたくないということもあり、解決に

結びつかないことが多いかもしれないが、話を聞いてもらえる安心感を与えたり、先生に相談してみると話ができたりします。

会長：文部科学省が設置している子どもSOSダイヤルへ相談が入ったら、四條畷市に連絡が入るのでしょうか。

金子委員：該当市が四條畷市であろうと判断された場合には、大阪府教育庁、大阪府教育委員会を通じて情報提供があります。なかなかそのケースは少ないと思われれます。

会長：地域を特定しにくいということですね。

福田委員：電話がかかってきたときに名前は聞くようにしていますが、言いたくない場合にあまり聞き過ぎると次からかけにくくなることがあります。電話相談の難しさかなと思います。これは危険があるというケースは情報を聞いて対応となりますが、「ちょっと悪口を言われて嫌だった」という場合には、どこの小学校かと問うのか、「また困った時に電話しておいで」と対応するのは、難しいところです。匿名で話せることが電話の良さで、だからこそ話しやすいということはありません。虐待通告の場合は積極的に該当者を聞き出すようにします。

会長：他にご質問やご意見はございませんか。それでは、「四條畷市いじめ防止基本方針」を案のとおりに策定としてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

会長：それでは、次の案件その他について事務局からお願いします。

事務局：案件4いじめ防止のチラシ回覧について説明

会長：ご質問はありますか。では、他に何かございますか。

事務局：先ほど、夏休みのパトロールのお話が出ましたが、各団体でいじめ対策につながるような取組みがございましたら、教えていただけますか。

会長：それでは、夏休み期間に取組まれておられることがありましたらお願いします。

船木委員：夏休み前に、非行防止教室で小中学校を回りました。それ以外では、補導員さん、少年警察ボランティアの方たちと夜間に補導活動を行います。

事務局：昨年、非行防止教室を市内の全校で回れていないとおっしゃっていましたが、今年はどうでしょうか。

船木委員：中学校はすべて実施できると思います。小学校は1校だけまだ回れていません。

事務局：事務局からも声をかけておきます。

中村委員：盆踊りや夏祭りに深夜パトロールを行います。ただ、パトロールをするという情報が洩れていて、その日は子どもたちがほとんどいない状況です。いじめにあったという情報を得ることは少ないと思います。夏休みに2回、地域別に拠点をもち、合同パトロールを行います。子どもと保護者と一緒に回ります。学校の先生に危険な箇所等の情報を持って帰ってもらいますので、市へも情報は入っているかと思っています。合同懇談会は7月にありました。各諸団体、自治会長さん、区長さん、ボランティアさん等に集まっていただいて現状を話し合います。あいさつ運動は続けて行っています。

中西委員：小学校等との連携がうまくいかないところはありましたが、お互いが遠慮し合って声をかけていない状況かなと思います。資料4のチラシに書いてあることはその通りですが、

そこからどう進めるかどうかが大切です。田原でされておられるパトロール等では、子ども、保護者、地域の人が協力することにより、顔見知りができます。あのおじいちゃんはあるところの人だな、あの子はあるところの孫だな、あの子はあその家の孫だなという関係ができ、あいさつもできます。突然、近所の子にあいさつをすると、不審者と間違われるかもしれない。

中村委員：学校からあいさつ運動という話が回ってきて、近所の人にあいさつをするということは根付いてきています。子どもたちからあいさつはすぐ返ってきます。ただ、夜は生活指導員のジャンパーやポロシャツを着ていないと、やはり声をかけるのは怖いのです。私どものところにも通報してほしい、学校へ連絡してほしいという話が入ることはあります。その時は、青少年指導委員の連絡会に中学校の先生が1人参加してくださっていますので、夜でもすぐ連絡ができる関係ですので、その方に連絡を取ります。

会長：他に何かございますか。担当課の方はいかがでしょうか。

北井委員：「四條畷市いじめ防止基本方針」の修正点について確認をさせていただきます。P7の要件と要点の使い分けについて、どう異なるのでしょうか。P9の又はの部分に誤字かと思えます。

事務局：ありがとうございます。確認して修正させていただきます。

会長：他にご意見等はございませんか。それでは、事務局何かございましたらお願いします。

事務局：次回の会議についてお知らせいたします。本会議は年に2回を予定しております。今回は、冬休み前ということで、11月か12月頃に開催予定です。決まりましたらまたご連絡させていただきます。

会長：それでは、今回は冬休み前に開催するという事です。よろしく願いいたします。そうしましたら、本日予定しておりました案件はすべて終わりましたので、四條畷市いじめ問題対策連絡協議会の審議は終了いたします。

事務局：小寺会長初め、委員の皆様どうもありがとうございました。

<閉会>